

議案第70号

八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の規約の変更について

八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月7日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金を廃止することに伴い、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約を変更するため。

八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約

八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約（昭和56年4月1日愛媛県指令市第1号許可）の一部を次のように改正する。

第13条から第15条までを削る。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

